

市第 146 号議案 横浜市営住宅条例の一部改正について

概要

1 寿町スカイハイツの設置

旧寿町住宅の建替事業に伴い設置される寿町スカイハイツについて、別表に規定します。

2 所要の改正

公営住宅法施行規則の条ずれに伴う条文整備を行います。

1 寿町スカイハイツの設置（条例第 3 条第 2 項、別表）

(1) 名称と位置

名称：**寿町スカイハイツ**

位置：横浜市中区

(2) 名称の選定理由

開かれたまちづくりが進められ、新しいまちに生まれ変わりつつある寿地区の建物にふさわしい名称として、青空のイメージを持つ「寿町スカイハイツ」を選定しました。

(3) 住宅の概要

- ・横浜市寿町健康福祉交流センター（健康福祉局所管）との複合施設
- ・住戸数：80 戸
- ・延面積：約 4,700 m²
- ・構 造：鉄筋コンクリート造
- ・階 数：地上 3～9 階（1・2 階は、横浜市寿町健康福祉交流センター）

(4) スケジュール（予定）

平成 28 年 6 月 旧寿町住宅の用途廃止

平成 29 年 9 月 着工

平成 31 年 3 月 竣工

平成 31 年 4 月 供用開始

2 所要の改正（条例第 17 条、18 条）

公営住宅法施行規則の一部改正により「第 10 条」が「第 11 条」に、「第 11 条」が「第 12 条」にそれぞれ条ずれが生じたため、条例に規定する条文整備を行います。

3 施行日

(1) 寿町スカイハイツの設置

市営住宅条例施行規則で定める日

(2) 所要の改正

公布の日